

令和2年度 白山市 施設等利用給付認定 申請のご案内

幼児教育の無償化の適用を受けるためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要がありますので、該当する場合は申請書類を提出してください。

1 認定区分について

年齢と保育の必要性の有無により、無償化の対象となる費用が異なるため、認定区分を受けていただく必要があります。

認定区分	認定内容	認定を受けるための要件
新1号認定	満3歳児～年長クラスの子どもについて、通常教育部分の保育料のみ無償化の対象となる認定	なし
新2号認定	年少～年長クラスの子どもについて、通常教育部分の保育料だけでなく、預かり保育の利用料も無償化の対象となる認定	保育を必要とする事由に該当すること
新3号認定	満3歳児クラスについて、通常教育部分の保育料だけでなく、預かり保育の利用料も無償化の対象となる認定	保育を必要とする事由に該当すること 住民税非課税世帯であること

○満3歳児クラスは、満3歳を迎えた日から最初の3月31日までの間に通常のカリキュラム及び保育料で幼稚園に在園している園児の事を指しています。

○新2号認定、新3号認定を希望されていても、保育の要件に該当しない場合や、新3号認定希望の方で、住民税非課税世帯でない場合は、新1号認定として認定します。

2. 保育を必要とする事由

認定区分の新2号・新3号を希望される方は、下表の「保育を必要とする事由」のいずれかに保護者（父母のいずれも）が該当することが条件となります。

【保育を必要とする事由】

就労	就労している。（1か月に48時間以上。フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
妊娠・出産	妊娠中または出産後2か月の期間。
疾病・障害	疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神的・身体的に障害を有している。
介護・看護	同居の親族の介護・看護。
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっている。
求職活動	求職活動をしている。（起業準備を含む）
就学	就学している。（職業訓練を含む）

3. 無償化の限度額について

無償化の限度額について、月毎に以下のとおりとなります。

認定区分	無償化の月限度額	
	保育料	預かり保育利用料
新1号認定	私立幼稚園:25,700円	無償化の対象外
新2号認定	国立大学付属幼稚園:8700円	450円×利用日数(月上限11,300円)
新3号認定	国立特別支援学校幼稚園:400円	450円×利用日数(月上限16,300円)

○保育料および預かり保育利用料は現物給付となるため、月限度額の範囲内で、施設への支払が不要になります。

○預かり保育利用料の無償化について、利用した日数×450円と、実際に負担すべき利用料を比較し、低い方が無償化の限度額となります。

○月の途中での入退園や市外への転入出等は、日数に応じて日割り計算されます。

○日用品・教材費・制服代・行事費・給食代・バス代・施設整備費などは対象外の費用となります。

4. 認定後について

施設等利用給付認定の申請をいただくと、市よりおおむね1か月以内で、施設を通じて認定の通知を送いたします。

ただし、4月利用開始の認定につきましては、認定事務が集中し、審査等に日数を要するため、利用開始の前日までの通知発送となります。

【申請後、状況に変更があった場合】

申請後に申請した事項に変更があった場合等は変更申請書兼変更届を提出してください。変更届は在園する施設より受け取ってください。

例・認定区分を変更したい。

- ・住所、連絡先が変わる。
- ・結婚、離婚等、家族構成が変わる。（出産によるもの以外）
- ・転職、退職、就職するなどの申請をしていた保育の要件が変わる。
- ・産前産後、育児休業を取得する。

【保育を必要とする要件について】

新2号、新3号認定を受けた方について、保育を必要とする事由は、認定後も毎年現況を確認するため、証明する書類（例：勤務証明書）などを提出いただくこととなります。

【認定の変更や取消について】

状況に変更や相違があった際には、認定の変更や取消を行った旨の通知が届きます。

5. 申請の手続きについて

必要な書類を全て封筒に入れて、必ず封を閉じて幼稚園へ提出してください。

(1) 申請に必要な書類

1	施設等利用給付認定申請書	児童1名につき、1部ずつ提出してください。
2	個人番号（マイナンバー）の確認書類	児童及び世帯員の個人番号の申告が必要です。 ※詳しくは、個人番号(マイナンバー)確認書類貼り付け用紙をご確認いただき、用紙に貼付してください。
3	保育を必要とする事由を確認する書類 〈新2号、新3号を希望する方のみ〉	父母いずれも提出してください。 ※提出書類については、以下(2)の表をご確認ください。
4	平成31年度 所得課税証明書 〈令和2年度新規入園の方で、平成31年1月1日時点の住所が白山市以外の方〉	所得があった方全員の分について提出してください。 ※国内に住所のなかった方（海外勤務等の方）は、昨年中の収入等のわかるもの（給与明細書等）勤務先から取り寄せてください。

(2) 保育を必要とする事由を確認する書類（下線の書類は、利用する施設よりお受け取りください）

保育を必要とする事由	必要書類
就労	勤務証明書 ※自営の方は、自己が申告したもの（確定申告の写し等）を合わせて提出してください。
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（保護者氏名・出産予定日が分かるもの）
疾病・障害	疾病・障害の方について、次のいずれかの書類 診断書、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し、療育手帳の写し
介護・看護	介護・看護を要する方について次のいずれかの書類 診断書・身体障害者手帳の写し・療育手帳の写し・精神障害者保健福祉手帳の写し
求職中	求職活動に関する申立書 （勤務開始後、速やかに勤務証明書を提出してください。認定開始後3か月以内に勤務証明書が提出されない場合は、新1号認定に切り替えとなります。）
就学	在学証明書
その他	保育の必要性を証明する書類

(3) 提出方法

- 「(1) 申請に必要な書類」の必要書類をすべて封筒に入れて、必ず封を閉じてください。
※兄弟・姉妹がいる場合、申請書は一つの封筒に同封していただいて結構です。
また、2, 3, 4の提出書類については、世帯で一部ずつでの提出で結構です。
- 封筒の表面には、施設名及び園児のお名前を記入してください。
- 幼稚園に期限までに提出してください。

6. その他

- 市外転出後に引き続き在園中の施設等の利用を希望する場合について
市外へ転出後、転出先の市区町村の担当部署において、改めて施設等利用給付の申請を行ってください。また、市外転出の予定が生じた場合には、速やかに利用施設にお伝えください。
- 新2号・新3号認定申請者のうち、求職活動をされる方の給付認定期間について
給付認定の期間は、認定開始日から3か月を経過する日が属する月の末日（4月1日からの認定であれば6月30日）までです。就労を開始した場合、給付認定期間が終了する月の20日までに「勤務証明書」を提出してください。なお給付認定期間が終了する月の20日までに「勤務証明書」が提出されない場合には、新2号・新3号認定の方については認定取り消しとなり、新1号認定となります。
- 副食費（おかず・おやつ代）の減免について
一定の要件に該当する満3歳以上の子どもは、副食費（おかず、おやつ代）が補足給付事業の対象（償還払い、上限4,500円/月）となります。対象者には、施設を通じて別途、白山市よりお知らせをします。
- 認可外保育施設等の利用について
ご利用の幼稚園等が、預かり保育を実施していない場合や、実施する預かり保育が年間200日未満または平日1日8時間未満（教育時間を含む）の場合には、上限額の範囲内で認可外保育施設、病児保育事業、一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料金が無償化の対象となります。

お問い合わせ

白山市健康福祉部 こども子育て課 保育係

【TEL 076-274-9527 FAX 076-274-9547】